

第22回アシテジ韓国 国際夏フェスティバル

2014, 7. 22～31日開催
(中田は22日～25日まで参加)

夏フェスティバルでは、2010年以降特定の国をフォーカスし、TYA (Theatre for Young Audience) (青少年演劇) 作品を上演している。2014年は韓国とデンマークの国交55周年を記念して、デンマークをゲストに迎える。今回、韓国—デンマークのコラボレーション企画を含む3作品のデンマーク作品を上演するほか、デンマークのアーティストによる様々な活動も準備されている。

- Teatercentrum 劇団代表 Henrik Kohler による特別講演
- Gazart 劇団の芸術監督 Tali Razga による振付ワークショップ (教師向け)
- Peter Manscher (デンマーク4月フェスコーディネーター) による作品事後交流 (親・子ども)

また、デンマークフォーカスをさらに祝うために、アンデルセンに関する特別展示も公開する。アンデルセンの作品すべてが含まれている本は、子どもヴァージョンと原文付きのヴァージョンを展示。

その他の活動

- 戸外イベント (韓国伝統遊び)
- レゴの展示
- アンデルセンの本の展示と遊び
- 読み聞かせ (アシテジ韓国大使のコメディアン、俳優などによる読み聞かせ)
- エコの風を体験
- 戸外パフォーマンス (アシテジ韓国メンバー)
- キリンづくりワークショップ (作品「キリン」の事前学習)
- アンデルセン作品の登場人物を身の回りのもので作ってみよう
- 子どものためのドラマワークショップ (リトルマーメイドの話)

☆オープニングパフォーマンス “アンデルセンプロジェクト・ナイチンゲール”

俳優はすべて韓国人。演出と衣装がデンマーク人。

すべて韓国語で行われた。

内容概要：嘘のナイチンゲールか、本物のナイチンゲールか、王はどちらを選ぶのか？

ある日、嘘のナイチンゲールが現れ、王様と人々の心を盗むと、本物のナイチンゲールは王様の元を去る。しかし、嘘は長くもたない。壊れた人工のナイチンゲールは一年に一回しか鳴かなくなる。その時、本物が現れ、病気の王様のために歌い、命を救う。

演出 : Torkild Lindebjerg

マイム、様々な箱、影絵、歌を駆使し、韓国の子どもたちに適切にアピール

☆上演作品

●韓国

- ① Giffy、首の短いキリン
- ② Haruk の話

●デンマーク

- ③ All the Time in the World (マルチメディア人形劇)

100歳の誕生日を迎えるヴィクトリアが、これまでの人生を振り返る。人生の一つ一つの場面で、彼女がどう生き、何を与え、感動を残したかが淡々と繰り広げられる中、「ああ、いつの時代も人生ってこんなものなんだ」と心がほんのり温くなる作品。

- ④ SnowEyes

●イギリス

- ⑤ Where the Leaves Blow (ミュージカル)

自然にある材料をいろいろなものに見立て、子どもの想像力を刺激する。

Pegi は観客の助けを借りて、新しい自分の家の飾りつけを始めるが、そこには別の人間 Deri がいる。最初 Pegi は起こるが、Deri はどうして起こっているのかわからない。そのうち、二人は一緒

に遊ぶことを覚え、観客と一緒に美しい家を作る。

●ベルギー

⑥ Hop (演劇)

お父さんの Dedalus と息子の Icarus はある島に囚われる。家に帰りたいが抜け出す方法はない。幸いにもお父さんは発明家で、海の上を弾んで飛んでいく方法を考える。ギリシャ神話“イカロス”をベースに、35年間山村に収容され、人間の力だけで谷を飛び越える方法を探し続けた芸術家、Gustav Mesmer の発明にインスパイアされた作品。夢に向かって、諦めず答えを求め続けることを表現する。父と子の無条件の関係も表現される。

●ロシア

⑦ Little Feelings (一人芝居)

ぬかるみの公園、雨の日は宝物がいっぱい。一人家に残された主人公が様々な遊びを創りだす。飛行機で旅行したり、空港探検に出たり。子ども頃の楽しい時間に戻りたいと思うなら、ごく最近の“幸せと悲しみ”を思いだすだけでいい。子どもの世界は飽きない。

●日本

⑧ ねむるまち (劇団うりんこ)

●スペイン

⑨ Ulysses

⑩ Giraffes (戸外)

●フランス

⑪ Patacrep

☆特別講演 “デンマークはどのようにして青少年演劇をもっとも発展させたのか”

Teatercentrum 劇団代表 Henrik Kohler

◆ ヴィジョン

国連子どもの権利条約 31 条 (北朝鮮とアメリカ以外は批准)

- デンマークのすべての青少年は、必ず演劇を体験できる機会を持たなければいけない
- どんな環境下の子どもでも同じ権利を持つ
- 子どもの視線でなければならない
 - 子どもの目の高さで演劇を創ることは、子どもをどのように見るかに関わる。
 - “Becoming s” (未来の大人) としてではなく” Beings “(今の存在) として見る。
 - だから、演劇は芸術性が高くなければならない。
- 演劇は芸術の形であって、教育の道具ではない。

◆ 題材

- 扱ってはいけない問題はない
- 子どもの生活に関係するものであれば、どんな問題も OK
- 心を揺さぶる経験を与えるものであるべき

◆ 対象観客

- どういうグループを対象にするのか明確な決定が必要
- 対象年齢を定める
- 概念のレベル (流動的) を決める
- 対象の観客数を定める
 - 子どもが舞台上で何が起きているのか見えるのか？
 - ほかの子どもたちと関係を保てる部屋の大きさなのか？
 - 必要な雰囲気創造することができるか？

◆ 組織

- 一人の子どもが1年に一回は見る
 - デンマークの人口は 560 万人。うち 18 歳以下の子どもは 140 万人。
 - 平均的には一つの作品に 100 人の観客ということになる。つまり 1 年に 14000 ステージを行わなければならないということ。
 - 1 作品が 1 年 100 ステージなので、140 作品必要ということ

◆ 経済

- 25%が18歳以下の青少年なので、芸術には25%の助成がある（デンマーク国家予算の10%）
- 地方自治体が演劇を買うときは政府から50%の償還がある
- 劇団はショーケースに参加するため申請を出し、承認されなければならない。
（承認された劇団は4月フェスティバルに参加できる）

◆ 普及

- 1年に一回のパンフレット
- 劇団ウェブサイト（批評も含む）
- フェスティバル

◆ 4月フェスティバル

- 目的：幅広い年齢の子どもたちに演劇を経験する機会を提供する
プロの演劇集団をよく知ってもらう
青少年演劇の普及を目指す
劇団相互が鼓舞し合う
- 地域学校公演、一般公開公演、公開国際公演がある
- 参加者：500劇団、プロバイダー500人、子どもスタッフ150人、国際ゲスト100人
ボランティア200人、その他スタッフ
- 公演に必要なものは劇団がすべて持ち込む。スタッフは補足程度
- 各作品は週日に2公演、週末に2公演
- ショーケース
- フェスティバル会場に関しては、各自治体が申請し、600.000ユーロを支払う
（50%の償還あり）
- 課題：新しい提案者の不足

◆ 挑戦

- 公演の普及を保証する
- 学校が芸術競争に投資するのを促進する
- 芸術教育（芸術を通じた教育）を促進する
- 子どもを芸術に引き入れる

◆ 将来

Kultur (Culture) Crew 構想（子どものオーナーシップ制度）

- ・ 6年生以上の子どもグループをつくり大使として活動してもらう
- ・ 提案の仕方、PR、テクニックなど、プロが教育する
- ・ 学校の文化プロファイルを制作する
- ・ その学校のための公演を買い付ける

Local Heros 制度

- ・ 10代の生徒グループが余暇時間を使って活動
- ・ 地域の会場で自治プロジェクトを展開する
- ・ プロはマネジメントというより提案型で助ける

合志市まちづくり事業提案

平成27年3月4日

(838-1514)

住所 福岡県朝倉市杷木久喜宮 2787-2 子ども未来館はき内電話 0946 (63) 9120 FAX 0946 (63) 9121

とくていひえいりかつどうほうじん きゅうしゅうおきなわこどもげいじゅつきょうかい

氏名 (特定非営利活動法人) 九州沖縄子ども文化芸術協会

だいひょうりじ なかだなおこ

代表理事 中 田 尚 子 (年齢61歳 主婦)

<提案事業名>

九州沖縄子どもと舞台芸術出合いの広場 国際子どもフェスティバル

<主旨>

合志市総合センター「ヴィーブル」の設立当初より、合志市（当時合志町）は住民との共同で事業を推進されてきました。豊かな芸術文化の街を目指し、自主事業を民間の意見を交えて企画し、充実した事業をされています。特に子どものための芸術文化の普及に関しては、他のどの都市よりも抜きん出て積極的に応援されてきました。ヴィーブル子ども劇団（創設 15 年）はその大きな結果です。このような総合センター、文化ホールは日本の中でも一番だと考えています。

芸術文化の種が確実に蒔かれたこの合志市で、さらに芸術文化中心、子ども文化中心のまちづくりを進めていくためには、さらに多くの住民、子どもたちが関われる事業が必要だと感じます。今、子どもたちは学校でも生の舞台芸術に触れる機会ほとんどありません。舞台芸術は様々な人の心に共感し、人とのコミュニケーションを体験的に学べる場です。子どもたちの心の育成に、なくてはならないものだと考えます。特に合併後は市が大きくなり、抱える住民も子どもの数も増えました。子どもの心の育成、子どもの生活の充実、日常的な国際感覚の養成が急務だと考えます。

また、熊本県は九州の中央に位置し、中でも合志市は九州自動車道路からの交通の利便性も良く、九州各地から多くの人を呼ぶことができる街です。「九州住みたい街・人気第一位」ということで、若い世代の家族

も増加している魅力ある街です。「地方創生」「地方再生」とうたわれる中、文化的にも文化財的にも特徴ある地方から文化発信をすることは、今の時代に最も重要なことではないでしょうか。合志市は舞台の題材になりえる歴史的土壌も豊かで、地方にしかない財産を生かしていくにはもっともふさわしい街だと考えます。

「健康都市・こうし」を目指す合志市で、心身ともに子どもの健康を目指すことを主旨に、住民すべての心を温める文化事業として、「九州沖縄子どもと舞台芸術出合いの広場・国際子ども芸術フェスティバル」を開催することを提案します。子どものための舞台芸術をさらに普及することで、心の分野で「健康都市・こうし」実現を担っていきたいと思います。

<現状>

2001年3月にスタートした九州沖縄子ども芸術フェスティバルは、今年度の福岡県朝倉市での開催で14回目になります。ホール、女性センター、公民館など、様々な会場を使用して、市全体の取り組みとして行われてきました。芸術団体、地域ボランティア、子ども劇場関係者が一丸となって取り組んできた活動です。協力してもらっている芸術創造団体が毎年30団体以上、公演数は70を超え、動員観客数は毎年2日間で述べ8000～9000人でした。

しかしながら、福岡市からの交通の便も悪く、参加者の主な利用交通機関は自家用車になっています。九州圏内でも、鹿児島や宮崎からはかなり不便な距離にあります。評判が定着し、九州圏外からの参加者も増加していますので、交通の利便性の良い土地での開催を検討していたところです。

また、フェスティバルでの公演の中心はプロの芸術団体によるものがほとんどですが、2016年からは、もっと子どもの目線でのフェスティバルを目指したいと考えています。地域の保育園、幼稚園、小学校、中学校と連携を深め、学校巡回公演、教室演劇ワークショップなどを含めたフェスティバルを展開していきたいと思います。

合志市では「ヴィーブル子ども劇団」が活躍しており、子どもの観客も年々育ってきています。地域ボランティアの活躍も、ホール運営にとどまらず、様々な分野で多岐に渡っています。多くの住民が関わり、多くの子どもたちが芸術文化のシャワーを浴び、地域のつながりの大切さに気付き、地域に根付くことの意味を身体で感じられるフェスティバル事業は、子どもたちを優しく見守る「心の健康都市・こうし」に向かっ

ていける有効な手段ではないかと考えます。

<理由>

世間を騒がせている少年による中学生殺害、高校生による同級生殺害事件など、子どもを取り巻く社会環境はますます劣悪化しています。子どもたちの心がどこか遠い所に行ってしまったような寂しい状況を何とかしたい、子どもたちの心を温めてあげたい、その一心で、このフェスティバル事業に長年関わってきました。

すべての問題の解決にはならないかもしれませんが、少なくとも「人との関係」「地域の実感」「見守られている、応援されている安心感」を理屈ではなく体で実感できる機会になると思うのです。

子どもたちは「未来の人材」というだけではなく、今生きている「現在の人材」です。子どもの心を豊かに育むことができる社会活動として、フェスティバルは最適であると考えます。

文化庁「地域こども文化プラン」の中でも、「子どもたちの文化活動や鑑賞の機会の充実は必要であり、特に、将来の文化立国を担う子どもたちについては、優れた芸術文化や文化財に触れる機会を充実することは、子どもたちを心豊かに育む環境を醸成するとともに、子どもたちが社会性をもって、人と人との関係を良好に結ぶことができるようにするという観点から極めて重要である」とされています。

合志市という街から、子どもの文化を中心としたまちづくり、子どもの心が温かく、力強く育つまちづくりを広げ、発信していきたいと思います。そして、子どもを含むすべての住民のための、住民による「健康都市・こうし」を目指していきたいを思います。

<具体的提案内容>

(1) 合志市総合センターヴィーブル全館を使用した国際子ども芸術フェスティバル

期日：2016年3月25日（金）舞台仕込み及びオープニング

2016年3月26日（土）舞台公演、ワークショップ、子ども広場

2016年3月27日（日）舞台公演、ワークショップ、子ども広場、ばらし

使用会場：ホール、多目的研修室、研修室、和室・茶室

社会福祉協議会大広間、メインアリーナ、サブアリーナ

プロの創造団体による公演とワークショップ、ヴィーブル子ども劇団や子どもたちによる公演やワークショップ、海外劇団との交流事業、海外ボランティアとの交流事業を実施します。また、熊本県、九州圏内の創造団体の活躍の場にもしたいと考えています。

2016年芸術文化振興基金の助成も決定しており、開催予算に関しては独自で採算できる予定です。

また、劇団関係、県外からの参加者の宿泊に関しては、近隣のホテルを使用予定です。

(2) ヴィーブル子ども劇団の活躍を生かした「子どもの文化芸術活動」の振興

ヴィーブル子ども劇団は発足から15年目を迎え、例年子どもたちの観客も増えています。2016年度は中学生・高校生による独自の公演も考えており、合志市の文化芸術創造活動を広く発信していきたいと思えます。

子どもたちがフェスティバルの中で、文化芸術のシャワーを浴び、心穏やかな2日間を過ごせればと願っています。

(3) 地域の保育園、幼稚園、小学校、中学校での巡回公演、および演劇ワークショップ

総合センターで実施する舞台公演の数や収容キャパシティは限られています。フェスティバルの前後で、創造団体の公演日程が合致すれば、地域を巡回して公演することが可能です。また公演だけではなく、様々なワークショップを実施することもできます。

この事業を5年、10年と継続することで、より多くの子どもたちが、より多く文化芸術に接することができるように努力していきます。

(4) 熊本在住、九州圏内の創造団体が活躍できる場の提供

この事業は、創造団体にとっては一つのマーケットです。フェスティバルで多くの観客に見てもらい賛同が得られれば、その後の公演数が増えるチャンスになるからです。団体の新作発表の場にもなり得ます。また、熊本在住のアーティストにとって様々な作品に出会えるいい機会になります。合志市から全国に新しい文化芸術を発信していく事業になりえると確信しています。

(5) 国際感覚養成の場

この事業は国際フェスティバルです。これまでデンマーク、カナダ、アメリカ、中国、韓国、香港などとの関係を構築してきました。最近では、特に韓国との交流が盛んです。フェスティバルだけではなく、夏のキャンプの交流もしてきました。海外のアーティストを招聘してワークショップや講演会、公演をしてきた経緯もあります。

また、国際ボランティアとして、海外から多くの青年たちがボランティアでフェスティバルの手伝いに来てくれています。子どもたちの国際交流にも役立てたいと考えています。

(6) 周辺自治体との連携を深める場

創造団体、観客の食事、宿泊関係で周辺の自治体と連携を持つ必要があることから、必然的につながりが深まる事業であると考えます。

実施	作品名	(公演料2%) 団体	年	月	日	曜	S	T	劇場略称	実施事務分担金	実施	作品名	(公演料2%) 団体	年	月	日	曜	S	T	劇場略称	実施事務分担金										
第1期	あるみかんコンサート	2,000	2014	7	18	金	1		ちくしの【あるみかんコンサート】	¥15,000	第2期	やだ、やだ あっかんべー	4,300	2014	10	17	金	1		なかつ	¥15,000										
		2,000			19	土	1		久留米【あるみかんコンサート】	¥15,000			18			土	2		おおいた	¥15,000											
		3,600			21	月	2		古賀新宮【あるみかんコンサート】	¥15,000			19			日	1		別府	¥15,000											
		2,000			22	火	1		春日・大野城【あるみかんコンサート】	¥15,000			23			火	2		福岡津屋崎	¥15,000											
	たかはし	2,400	2014	7	12	土	1		日田	¥15,000		24	水	1		行橋みやこ	¥15,000														
	とんとん	7,000	2014	7	13	日	1		佐賀	¥15,000		25	木	1		いいづか	¥15,000														
	なるほ堂	7,900	2014	6	28	土	1		* 鹿児島市	¥15,000		合計	189,191			41					¥600,000										
	ものがた	12,640			29	日	2			連		¥15,000	3びきの	5,400	2014	10	14	火	1			古賀新宮	¥15,000								
	ふくろう	1,200	2014	6	6	金	1		ひとよし・くま	¥15,000		いつもお	3,800	2014	12	6	土	2				福岡東部	¥15,000								
	ぼうや	1,200			7	土	1		やつしろ	¥15,000		2人さま	2,600			7	日	1						¥15,000							
	夜のぼう	1,200			8	日	1		山鹿	¥15,000		たまごとおじさん 併演 あそぼ	35,856																		
	やそ爺の	1,333	2014	8	24	日	1		佐賀	¥15,000			11	30	日	1						沖繩なは(たまごとおじさん)	¥15,000								
	トラック	3,600	2014	7	6	日	1		武雄	¥15,000			2	火	1						徳之島(たまごとおじさん)	¥15,000									
	歌子さん	1,900	2014	7	2	水	1			¥15,000			4	木	1							奄美(たまごとおじさん)	¥15,000								
	のはじめ	1,900			3	木	1			* 鹿児島市			¥15,000	6	土	1						きりしま・国分(たまごとおじさん)	¥15,000								
	でのコンサート	2,900			4	金	1			連			¥15,000	7	日	1						川内(たまごとおじさん)	¥15,000								
	左手のピアニスト	2,200	2014	6	9	月	1		* 鹿児島市	¥15,000			9	火	1							加世田(たまごとおじさん)	¥15,000								
	・智内威	2,200			10	火	1			連			¥15,000	10	水	1						出水(たまごとおじさん)	¥15,000								
	笛師九兵衛	1,600	2014	7	13	日	1		あそカッパ会(地域公演)				11	木	1							垂水(たまごとおじさん)	¥15,000								
	おもちゃ箱	1,600			14	月	1			* 大分県連(富士見が丘幼稚園)				20	土	1							ながさき	¥15,000							
	コンサート	1,600			15	火	1			大牟田			¥15,000	21	日	1							なかつ	¥15,000							
		2,800			16	水	1			宇城		¥15,000	22	月	1							別府	¥15,000								
	柳沢里実	10,400	2014	7	5	土	2		* 福岡市	¥15,000		23	火	2							おおいた	¥15,000									
・久美の	10,400	6			日	2			北九州	¥15,000	29	土	1							小郡	¥15,000										
合計	93,273			27					¥375,000	30	日	1							佐世保	¥15,000											
第2期	One Thousand Cranes	14,000	2014	10	17	金	1		福岡県センター	¥15,000	第3期	やだ、やだ あっかんべー!	4,300	2014	11	29	土	1			久留米	¥15,000									
		14,000			18	土	1						大牟田			¥15,000	5	金	1					行橋みやこ	¥15,000						
		26,000			19	日	2						¥15,000			6	土	1							久留米	¥15,000					
	YEN TOWN	3,556	2014	9	26	金	1		壹岐	¥15,000		7,000	ズッコケ時間漂流記	7,000	2014	12	11	木	1			諫早	¥15,000								
	FOOLs	5,331			28	日	2			* 熊本市連		¥15,000					7,000	12	金	1					いいづか	¥15,000					
	びりとブッチィー	3,556			29	月	1			ながさき		¥15,000					10,000	13	土	2						* 福岡市	¥15,000				
	のクラウニング	3,556			30	火	1			諫早		¥15,000					7,000	14	日	1						むなかた	¥15,000				
	アター	3,556	2015	10	2	木	1		佐世保	¥15,000		7,000					15	月	1							北九州	¥15,000				
	「いいも	1,100			3	金	1			はさみ							7,000	16	火	1							太宰府	¥15,000			
	いわむら	10,000	2014	10	10	金	1		* 福岡市	¥15,000		7,000					17	水	1							太宰府	¥15,000				
	かずおの	17,000			11	土	2			北九州		¥15,000					7,000	19	金	1							* 熊本市連	¥15,000			
	ポケット				12	日	1			* 鹿児島市		¥15,000					7,000	20	土	1							太宰府	¥15,000			
	ミュージ	18,000			13	月	1			連		¥15,000					5,960	2014	12	13	土	1					佐賀	¥15,000			
	ぴーひゃらどん	2,000	2014	9	27	土	1			おおいた		¥15,000					ベッカン		2014	12	11	土	1				沖繩なは	¥15,000			
		2,000			28	日	1			太宰府		¥15,000	12	金	1									大口	¥15,000						
		2,000			29	月	1					福岡西部	¥15,000	13	土	1									日田	¥15,000					
		2,000			30	火	1					北九州	¥15,000	14	日	1									おおいた【ポケのひとり舞台】	¥15,000					
		2,000			3	金	1						¥15,000	15	月	1							* 熊本市連	¥15,000							
		3,000			4	土	2						¥15,000	16	火	1							太宰府	¥15,000							
								9	火	1				奄美	¥15,000	17	水	1						福岡津屋崎	¥15,000						
	ふたりはともだち		2014	9	12	金	1			武雄		¥15,000	松元ヒロ	2,600	2014	12	4	木	1				太宰府	¥15,000							
					13	土	2					福岡東部	¥15,000	2,600			5	金	1					* 福岡市	¥15,000						
					14	日	1					久留米	¥15,000	2,600			6	土	1						北九州	¥15,000					
		15			月	1				小郡	¥15,000	2,600	7	日			1							北九州	¥15,000						
		16			火	1				大牟田	¥15,000	長靴をは	6,000	2014	11	1	土	1				佐賀	¥15,000								
		17			水	1				ひとよし・くま	¥15,000	合計	235,467			41						¥615,000									
		19			金	1				やつしろ	¥15,000	「吉林食	12,000	2015	2	28	土	1				* 熊本市連	¥15,000								
		20			土	1				宇城	¥15,000	3びきの	3,600	2015	3	8	日	1				おおいた	¥15,000								
やだ、やだ あっかんべー!	4,300	2014	9	19	金	1			太宰府	¥15,000	第4期	おひさま劇場	2,000	2014	5	20	金	1													
	4,300			21	日	1			春日・大野城	¥15,000			21			土	1								福岡東部						
	4,300			22	月	1				ちくしの			¥15,000			22	日	1													
	4,300			23	火	1				みやこのじょう			¥15,000			25	水	2									福岡津屋崎	¥15,000			
	4,300			10	3	金	1			日田			¥15,000			3,600	26	木	1									福岡津屋崎	¥15,000		
							19	金	1							太宰府	¥15,000	2,000	5	木	1									みやこのじょう【ぶたのたね】	¥15,000
							21	日	1							春日・大野城	¥15,000	2,000	7	土	1										いいづか【ぶたのたね】
				22	月	1			ちくしの	¥15,000		2,000	8	日	1											佐賀【ぶたのたね】	¥15,000				
				23	火	1			みやこのじょう	¥15,000		6,400	2014	2	14	土	2								* 福岡市	¥15,000					
				3	金	1			日田	¥15,000		6,400	2015	5	2	15	日	2								北九州	¥15,000				

特定非営利活動法人九州沖縄子ども文化芸術協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人九州沖縄子ども文化芸術協会といます。

通称は、こどもあーととします。また、英文名称は、Society of Children's theater works & Community Development in Japan Kyusyu-Okinawa region (SCCD)とします。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県朝倉市杷木久喜宮2787番地2におきます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、九州沖縄地方の子どもと住民に対して、文化芸術活動への参加の促進を図るとともに、文化芸術の創造と普及に関する事業を行ない、また、子ども劇場をはじめとする子どもに関する諸団体に対して、連絡、交流、助言または援助の事業を行ない、子どもの心身の豊かな成長、地域文化形成及び文化芸術の振興を通し、公益の増進に寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 子どもの自主的なあそびや文化芸術レクリエーション活動への参加を推進する事業
- (2) 子どもの社会参画、及び子どもの権利条約を推進する事業
- (3) 子どものための舞台芸術創造と普及に関する企画、制作及び運営に関する事業
- (4) 子どものための舞台芸術鑑賞に関わる連絡及び調整及び助言、援助する事業
- (5) 子育て及び文化芸術活動に関する交流、セミナー、講演会及び人材養成事業
- (6) 子どもと文化芸術に関する国際交流事業
- (7) 子どもと文化芸術及びまちづくりの調査、研究に関する事業
- (8) 子どもと文化芸術に関する広報、啓発、及びネットワーク事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体
- (入会)

第7条 会員になろうとするものは、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとします。代表理事は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならないものとします。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならないこととします。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入することとします。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができます。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、議決を行う前に、その会員に弁明の機会を与えることとします。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しないものとします。

第4章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事5人以上20人以内
 - (2) 監事2人以上 3人以内
- 2 理事のうち、2名以上を代表理事とします。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

- 2 代表理事は理事の互選とします。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできないこととします。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。

- 2 代表理事の内1人に欠員が生じたときは、相互に分掌し、業務を処理するとともに、代表理事の内1人に事故があるとき、又は代表理事の内1人が欠けたときは、相互にその職務を代行します。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は福岡県知事（以下「知事」という）に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とします。ただし、再任は妨げないこととします。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができます。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならないこととします。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができます。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならないこととします。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前2項に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

(顧問)

第 20 条 この法人に顧問を置くことができます。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。

3 顧問は、代表理事の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができます。

4 前 2 項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とします。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 合併
- (4) 解散
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催します。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 4 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して、30 日以内に臨時総会を招集することとします。

3 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の 15 日前までに通知を発信しなければならないこととします。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできないこととします。

(議決)

第 28 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによることとします。

2 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではないこととします。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決権を行使した正会員は、第 27 条、前条第 1 項、次条第 1 項及び第 51 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなします。

4 総会の議決について特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができないこととします。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された 2 名以上の議事録署名人が記名、押印することとします。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員の職務及び報酬

(4) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他本会の運営に関する必要な事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催します。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して10日以内に理事会を招集しなければならないこととします。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の5日前までに通知を発信しなければならないこととします。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した理事がこれに当たります。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができないこととします。

(議決)

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りでないこととします。

3 簡易な事項又は急を要する事項については、理事が書面により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができます。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができます。

3 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条、前条第1項及び次条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

4 理事会の議決について特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできないこととします。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数

(3) 理事会に出席した理事の数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が記名、押印することとします。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行ないます。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経ることとします。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経ることとします。

(予算の補正)

第46条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の補正をすることができます。

(事業報告及び決算等)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経ることとします。

(剰余金の処分)

第48条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わります。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならないこととします。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、知事の認証を得なければならないこととします。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出ます。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 知事による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならないこととします。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、知事の認定を得なければならないこととします。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、民法第 34 条の規定による社団法人、または財団法人に譲渡するものとします。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、知事の認証を得なければならないこととします。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 56 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置きます。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第 11 章 雑則

(委任)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。

2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とし
ます。

理事長	柳田	茂樹
副理事長	富士川	佳余子
理事	中村	結花
同	山口	千恵子
同	宮本	智子
同	後藤	強
同	川崎	わか子
同	藤	英子
同	鹿糠	文子
監事	中田	尚子
同	瓜生田	はるみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から
2002 年 6 月 30 日までとします。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2002
年 5 月 31 日までとします。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会
の定めるところによります。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とします。

社員	個人	年額	24,000 円
会員	個人	月額	1,000 円
	団体	月額	1,000 円
賛助会員	個人	年額	1 口 20,000 円
	団体	年額	1 口 40,000 円